

事業者の皆さんはご注意ください

4月から、飲食店なども「建物内禁煙」となります!

健康増進法の改正と、それを受けての県受動喫煙の防止等に関する条例(以下、県条例)の改正に伴い、4月から受動喫煙防止のための全面的な規制が始まり、飲食店などの建物内のすべてが原則禁煙となります。

事業者の皆さんは、事前に要点を確認しておきましょう。詳しくは市のホームページ(ページ番号:90710405)をご覧ください。

問 保健所健康増進課 (0798・26・3667)

県条例改正ココを確認



健康増進課 兵藤保健師

県条例改正で飲食店などの建物内禁煙がスタートします。改正のポイントを確認しましょう

ポイント 飲食店等も規制対象になります

飲食店



多くの人利用する施設

スーパー、銀行、ホテル、美容院、図書館、映画館、社会福祉施設など



その他、運動施設や植物園、都市公園なども対象

※パー・スナック等のうち、喫煙を主目的とするものは対象外
※学校、病院、官公庁などの施設は、昨年7月の県条例一部施行により、すでに規制対象

ポイント 建物内のすべてが禁煙になります

現条例では、飲食店などの建物内の公共的空間を禁煙または厳格な分煙にすることが規定されていますが、4月以降は建物内のすべてが原則禁煙となります。なお、飲食店には店舗入口に「禁煙」の表示=右イメージ図=が必要です。



※当分の間、喫煙専用室の設置は可能

飲食店などには当分の間、喫煙可能(飲食は不可)な喫煙専用室の設置が認められています(要件あり)。ただし、設置する場合、店舗等の入口に「喫煙区域あり」と表示するとともに、喫煙専用室の入口にも表示が必要です。

既存小規模飲食店は当分の間、喫煙店舗とすることが可能

既存小規模飲食店とは、以下のすべてを満たす飲食店です

- ★4月1日時点で営業
- ★客席面積100平方メートル以下
- ★個人または中小企業が経営
- ★「喫煙可能であること」「喫煙区域に20歳未満の人と妊婦を立ち入らせないこと」を表示

注意! 加熱式たばこも紙巻きたばこ同様に規制されます

県条例では、加熱式たばこも紙巻きたばこ同様の取り扱いです。健康増進法で当分の間、認められる「指定たばこ専用喫煙室(加熱式たばこに限定。飲食の提供も可)」の設置は、兵庫県では条例により認められません。

「空気もおいしい店」をご存知ですか?

市は、飲食店等での受動喫煙防止対策の取組を推進するため、全面禁煙を実施している飲食店に対し、「空気もおいしい店」の登録を行い、ホームページで紹介しています。詳しくは市のホームページ(ページ番号:90990792)をご覧ください。

登録店にはステッカーを配布。ぜひ登録を⇒



Beer Cafe Barley 服部さん



2005年のオープン以来、店内完全禁煙を行っています。今後も「空気もおいしい店」として、お客様とスタッフの過ごしやすい環境を保っていきます

3/7 西宮交流フェスティバル 一緒にしよう! みんなのスポーツ

3月7日(土)、中央体育館などで、西宮交流フェスティバルが開催されます。当日は、気軽に体を動かせるスポーツや各種球技が体験できるほか、幼児対象の運動遊びなども行われます。申込は1月29日から(⑧は当日先着順)。③、⑨~⑫は要参加費。

詳しくはホームページで

対象、参加費、申込方法など詳しくは市のホームページ(ページ番号:14603534)をご覧ください



楽しく体験

- ① レアスポーツ体験会
ボッチャやチャレンジ・ザ・ゲームなどの体験
- ② チアダンス体験会
チアダンスを楽しく学ぶ
- ③ 子どものための楽しいバレエ
基本姿勢やバーレッスンなど



健康を保つために

- ⑧ 武庫川女子大学看護学部「健康相談ひろば」
看護師と保健師が、心と体の質問にお答え
- ⑨ からだスッキリ! ヨガ
呼吸法から基本ポーズを習得し、スッキリした体に
- ⑩ 楽しいフラダンス~肩こり解消プログラム
ハワイアン音楽にのって、楽しく気持ちよく



球技にチャレンジ

- ④ 野球教室
投げる、打つなどの基本練習から学べる
- ⑤ バレーボールスペシャルクリニック
バレーボール上達のコツを身に付ける
- ⑥ 3×3スペシャルクリニック
東京五輪正式種目の3人制バスケットボール
- ⑦ 車いすバスケットを楽しもう♪
車いすの基本操作からミニゲームまで



親子で体操

- ⑪ にこにこ親子体操
2・3歳児と保護者が対象
- ⑫ わんぱく親子体操
4・5歳児と保護者が対象

※内容は、親子のできるボール遊びやかけっこなど

※この他、みやたん登場イベントの開催、飲食・遊びブースなどの出展もあります

問 西宮スポーツセンター (0798・73・7581)

子育ての悩みなど、子育てコンシェルジュへ相談を 利用者支援事業「ふたばっこ」がオープン

利用者支援事業「ふたばっこ」が1月8日、甲子園三保町に開設されました。専門員の子育てコンシェルジュが無料でお話を伺います。申込不要。

★子育てコンシェルジュって?

子育てについて聞きたいことやちょっとした困りごとなどがあれば、まずはご相談ください。一緒に考え、必要な子育て支援サービスにつながるサポートをします。コンシェルジュは市内5カ所にいます

【対象】小学校入学前の子の保護者、妊娠中の人

※利用者支援事業について詳しくは、市のホームページ(ページ番号:69812964)をご覧ください

問 子育て総合センター (0798・39・1521)

利用者支援事業「ふたばっこ」

☎ 0798・41・0278

住所: 甲子園三保町 6-10
受付: 月曜~金曜の午前9時~午後2時



警察署からの 情報110番



自転車の盗難被害が多発!!

防犯のポイント

- わずかな時間でも、必ず鍵を掛けましょう
- 鍵を2つ掛ける「ツーロック」をお勧めします
- 不正解錠に強い自転車錠を使用しましょう

市内での自転車盗難被害数

(令和元年中)

- ・ 1271台(前年比47台増)
- ・ 盗まれた自転車のうち、6割以上が無施錠での被害



ツーロックを心掛けてください



盗難被害の防止にはシリンダー型の鍵が有効

問 西宮警察署(0798・33・0110)、甲子園警察署(0798・41・0110)